

杵 築 市 分 別 収 集 計 画

令和7年8月

大 分 県 杵 築 市

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが必要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の容器包装廃棄物の分別収集、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした社会の形成
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の軽減
- ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)推進のための啓発活動

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他、リターナブルビン)、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	1,495.9t	1,472.5t	1,449.6t	1,426.9t	1,404.6t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

その一環として、廃棄物減量等推進審議会委員等の意見を聞き、市民、事業者のごみ処理に対する意見を把握すると共に、リサイクル活動を推進する。

① 排出抑制の推進

広報誌・市公式webサイト・ケーブルテレビ等を活用した情報提供により、減量化施策やごみの分別方法を市民に啓発し、自らの取り組みによるごみの発生と排出の抑制・減量化を促進する。

② 再使用・資源化の推進

リターナブル容器の積極的な再利用、再生資源を原材料として利用した製品の利用の促進を図る。

③ 環境教育及び啓発活動

小学生を対象に身近なゴミ問題や環境問題への関心と理解を深めてもらえるよう、社会見学時等に併せた啓発を実施するとともに、リサイクルの取り組みの認識を深めて家庭での3R行動につなげる。

市民向け出前講座等を通じて、ごみの出し方やごみの減量化・再資源化の意義を啓発する。

④ 買い物袋の持参の徹底

事業者及び関係団体と協働し、レジ袋削減の取り組みを進めるとともに、マイバッグ持参率の向上の取組を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、杵築市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 スチール製のエアゾール缶	缶
主としてガラス製の容器 (無色・茶色・その他の色) リターナブルビン(一升ビン・ビールビン)	ガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)**

	R8		R9		R10		R11		R12	
主としてスチール製の容器	6.8 t		6.7 t		6.6 t		6.5 t		6.4 t	
主としてアルミ製の容器	28.4 t		28.0 t		27.6 t		27.1 t		26.7 t	
無色のガラス製容器	(合計) 32.6 t		(合計) 32.1 t		(合計) 31.6 t		(合計) 31.1 t		(合計) 30.6 t	
	(引渡額) 32.6 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 32.1 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 31.6 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 31.1 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 30.6 t	(独自処理額) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 37.5 t		(合計) 36.9 t		(合計) 36.4 t		(合計) 35.8 t		(合計) 35.2 t	
	(引渡額) 37.5 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 36.9 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 36.4 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 35.8 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 35.2 t	(独自処理額) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 15.6 t		(合計) 15.3 t		(合計) 15.1 t		(合計) 14.8 t		(合計) 14.6 t	
	(引渡額) 15.6 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 15.3 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 15.1 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 14.8 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 14.6 t	(独自処理額) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1.2 t		1.2 t		1.2 t		1.2 t		1.2 t	
主として段ボール製の容器	60.4 t		59.4 t		58.5 t		57.6 t		56.7 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 36.5 t		(合計) 36.0 t		(合計) 35.4 t		(合計) 34.8 t		(合計) 34.3 t	
	(引渡額) 36.5 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 36.0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 35.4 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 34.8 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 34.3 t	(独自処理額) 0 t

※無色・茶色・その他ガラス製容器及びPET製容器については、全量を容器包装リサイクル法に基づいて指定を受けた公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡す方針である。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定基準適合物等の量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績の平均} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を用いて算出した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
24,805人 (対前年度比)	24,418人 (対前年度比)	24,037人 (対前年度比)	23,662人 (対前年度比)	23,291人 (対前年度比)
98.44%	98.44%	98.44%	98.44%	98.43%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集に伴う収集・運搬については現行の収集体制を活用して行い、選別・保管等については民間業者に委託するものとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール缶容器	缶類	委託業者による定期収集	委託業者
	アルミ缶容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラス製容器	委託業者による定期収集	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期収集	委託業者
	段ボール	段ボール	委託業者による定期収集	委託業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集した「びん」「ペットボトル」は本市の資源物ストックヤードにおいて業者委託による選別、圧縮、保管を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートでのリサイクルを基本とする。

また、分別収集した缶類、紙パック、段ボール、その他紙類、リターナブルビン等は、委託により選別・梱包等を行い、それぞれの取り引き先へ売り捌きを行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・可燃物及び不燃物に少なからず混入している容器包装廃棄物について、適正な分別排出を促すため、広報誌及びメディア等を活用して広報・啓発活動を実施する。
- ・排出された資源物に不適合物が混入している場合、排出者に対する適正な分別排出の啓発及び指導等を行う。
- ・質の高い再資源化を行うため、分別収集区分、排出方法及び収集機材等について検証を行い必要に応じて改善を図る。